

(年金運用)：年金保護法と財務会計基準 158 号後の米国企業年金の動向 (2)

前号で述べた企業年金保護法と並んで、米国企業年金の運営に影響を与えているのが新たな財務会計基準である。両者はともに、年金資産・債務の時価（公正価値）の増減を、従来以上に反映するという特徴を持っている。2つの改革によって、確定給付年金はどう変わるのだろうか。

2006年夏に制定された年金保護法と並んで、米国の企業年金における制度設計や資産運用に大きな影響を与えつつあるのが、2006年12月15日以降に開始する会計年度から適用されている財務会計基準 158号（Financial Accounting Standard 158、以下FAS 158とする）である。

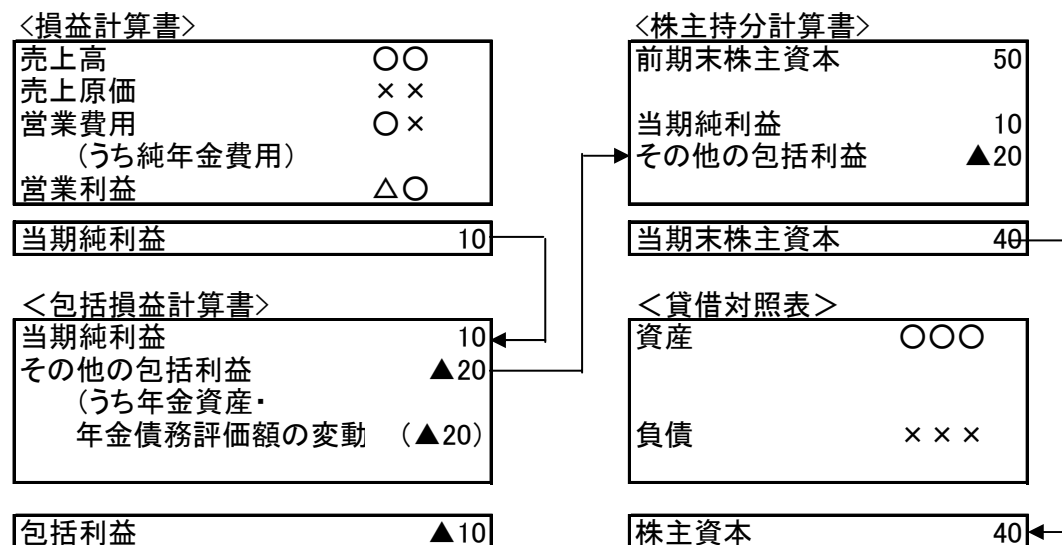
FAS 158の特徴は、年金資産と年金債務の評価額の変動をそれらが生じた会計年度の財務諸表に全額計上することにある。評価額の変動は、①数理計算上の差異、②過去勤務債務、③会計基準の変更、によって生じる。①は、債務の割引率など評価の前提となる数値を変更した場合、および現実の資産のリターンと期待運用収益率に差があるなど実績と前提が異なる場合、に生じる。②は制度を変更し給付額が増減した場合を指す。従来の会計基準（FAS 87）では、①～③による評価額の変動を平均的な従業員の退職までの年数（残存勤務年数）など長期間にわたって徐々に会計上認識し、損益計算書や貸借対照表に反映させることになっていた。

これに対し、FAS 158では包括損益計算書と貸借対照表でその変動を認識する。簡単な例で説明すると、ある年に割引率の変動により債務の評価額が10億円増加し、資産の運用収益が期待した額よりも10億円少なかったとしよう。債務の10億円増と資産の10億円減によって積立不足が20億円増加する。その際に、従来の会計基準ではこの20億円の一部だけ、例えば従業員の平均残存勤務年数が10年であれば2億円（20億円÷10年）だけをその年の財務諸表に計上し、残りの18億円は9年間かけて計上すればよいルールであった。ところが、FAS 158ではこの20億円を財務諸表のうちの包括損益計算書と貸借対照表にその年度のうちに計上する。税効果を考えなければ、それによって株主資本がそれがない場合に比べて20億円減少する（右図表1参照）。

さらに会計基準を作成する財務会計基準理事会では、FAS 158の実施を年金会計基準の見直し作業の第1段階（フェーズ1）とし、第2段階では国際会計基準との統合を視野に入れ、また包括損益計算書だけではなく、年金資産・債務の評価額の変動を損益計算書にも反映する可能性もあるという。それが実現するなら、年金資産・債務の価格変動がただちに損益計算書上の当期純利益を変動させ、それを通じて株価など企業評価に及ぼす影響が増大するだろう。

前号で述べたように、年金保護法では年金債務に対して十分な積立資産があるかどうかを検証する際に、①資産・債務の評価額と公正価値（市場価格）との差の上限を従来の20%から10%に圧縮する、②社債のイールドカーブから、給付開始までの3つの期間（5年以内、5年超15年以内、15年超）に対応した金利を導き、過去24ヶ月の平均を債務の割引率とする、③従来のように過去5年間ではなく、2年間の評価額を平均（スムージング）する、など、公正価値（市場価値）に近い数値を前提とすることが定められた。償却期間が7年に短縮されたことともあいまって、掛金が資産・債務の時価の変動からより大きな影響を受けるようになっている。

図表1: FAS158 における年金資産・債務評価額の変動の財務諸表における位置づけ



(注)この表では簡略化のため、税効果を含めて年金資産・債務評価額の変動以外に財務諸表に影響を与える要因を捨象している

では、年金保護法によって掛金の変動が、また F A S 158 によって株主資本の変動が増大する中で、企業はどのような対応をとるのであろうか。確定給付年金制度を凍結や終了したり、確定拠出年金を導入したりする動きが加速するのだろうか。

制度の凍結や終了には、エリサ法の受託者責任の規定は適用されない。労使合意が必要になることはあるものの、凍結・終了は受託者としてではなく、経営判断として決められる。ただ、調査機関 Employee Benefit Research Institute の調査 (Issue Brief 307 号) では過去 2 年間に制度が凍結あるいは終了した確定給付年金が 27.7%、今後 2 年間で凍結・終了する計画の年金基金が 16.1% だという。これらを合計すると 43.8% にのぼる。とはいえ、まだ凍結・終了していない 72.3% の年金基金からみると、凍結・終了する方針の年金基金はおよそ 2 割である。8 割の年金基金が確定給付年金を維持する理由の 1 つは労働組合や従業員との関係などの人事政策上、凍結・終了が困難なことである。また、株主資本や株式の時価総額からみて年金債務の割合が小さいなど、企業財務への影響が小さければ凍結・終了の必要性が低い。

掛金や株主資本の変動リスクを避けるもう 1 つの方法として、資産運用において債券を中心にしたリスクを抑えた戦略を取ることがある。さらに金利スワップなどデリバティブを活用して、金利の上下による債務評価額の変動に、資産評価額の変動をできるだけ一致させる方法もある。この 1 ~ 2 年注目を集めている Liability Driven Investment (債務に基づく資産運用) である。

まとめるなら、年金資産・債務の規模を企業本体の資本や資産に比べた数値が大きく、財務が年金に振り回されるような企業であれば、凍結・終了を検討するだろう。それでも、人事政策上、凍結・終了しないと決断した場合には、Liability Driven Investment などリスクを抑えた運用を試みることになるだろう。また、企業財務への影響が小さな企業では制度を維持しつつ、株式などのリスクをとりつつ高いリターンを目指す積極的な運用を続けることができよう。年金保護法や F A S 158 への対応はこれら個別企業の事情により相当に異なるであろう。 (臼杵 政治)